

台湾にみる選挙制度とその帰結

松本充豊（京都女子大学教授）

はじめに

台湾では本年1月11日、総統・立法委員選挙が行われた。内外の注目を集めた総統選挙では、現職の蔡英文総統が817万票という高得票で再選を果たした。この817万票という得票数は、1996年に総統選挙が直接公選制で実施されて以来、過去最高となる数字である。同時に行われた立法委員選挙でも、民進党が過半数の議席を獲得した。民進党のいわゆる「完全執政」（統合政府）——総統（大統領）の所属政党が立法院（議会）の多数派を占める状況——が再び実現され、蔡総統は2期目も比較的安定した政権基盤を手にしたといえる¹。

総統選挙と立法委員選挙の「ダブル選挙」となった今回の選挙。同日選挙が始まったのは2012年のことである。以後、台湾では2つの性格の異なる選挙が、異なるルールのもとで、同じ日に行われてきた。選挙にかかわるルール、すなわち選挙制度が違えば、その政治的帰結もまたおのずと違ってくる。台湾の現行の選挙制度はどのような特徴を持っていて、またそれはどのような政治的帰結をもたらしているのだろうか。本稿では、選挙制度の政党システムに対する影響に焦点を当て、台湾における選挙制度とその帰結について考察する。

本稿は、ある特定の選挙結果をもたらした要因を分析する選挙研究ではない²。比較政治学における選挙制度研究で用いられる2つの指標（有効政党数と非比例性指数（後述））をもとに、選挙結

果に示された選挙制度の効果を明らかにしようとするものである³。第1節では、執政制度の諸類型とそのもとで実施される選挙の種類の違いを確認して、東アジアの3つの国・地域、すなわち日本、韓国、台湾の選挙とその選挙制度について概観する。第2節では、台湾の立法委員選挙で採用されている選挙制度——小選挙区比例代表並立制——が政党システムにもたらす直接的な効果を分析する⁴。第3節では、総統選挙の存在が政党システムのあり方に及ぼす影響について検討する。最後に本稿での考察を総括する。

1. 台湾の選挙と選挙制度

（1）執政制度と選挙

ある国でどのような選挙が行われているのかは、その国の執政制度と深くかかわっている。執政制度とは、「民主主義の政治体制において行政部門の活動を統括するトップリーダー、すなわち執政長官をどのように選出し、立法部門である議会や国民とどのような関係に置くかについての諸ルール」（建林・曾我・待鳥、2008：104）のことである。

議院内閣制（parliamentarism）、あるいは大統領制（presidentialism）といった類型は、民主主

2 台湾の選挙を分析した研究は台湾内外に数多く存在している。わが国における代表的な研究には、小笠原欣幸の総統選挙分析（小笠原、2019）および同氏ホームページ（<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/>）に掲載された一連の論考がある。

3 筆者はかつて同様の視点から台湾と韓国の比較研究を行った（松本、2013）。この成果を踏まえた本稿では、2020年の総統・立法委員選挙までを視野に入れて、台湾における選挙制度とその効果を考察する。

4 選挙制度が有権者の投票行動や政党の選挙における行動に与える影響（間接的な影響）については扱わない。

1 2020年総統・立法委員選挙の結果については、本誌2020年1月号掲載の石原忠浩の論考（石原、2020）で詳しく紹介されている。

義体制の分類方法のなかでも比較的馴染みのあるものではないだろうか。これらに後で紹介する半大統領制 (semi-presidentialism) を加えた3つの類型が、執政制度の代表的な類型とされている。以下では、執政制度の (実際の運用ではなく) 制度設計に注目して、3つの類型の特徴を紹介する。

まずは、議院内閣制と大統領制の違いについて見てみよう。議院内閣制の執政長官は首相、大統領制のそれは大統領と呼ばれる。議院内閣制では首相が議会 (特にその下院) によって間接的に選ばれるのに対し、大統領制では大統領が有権者の直接投票によって選ばれる。また、首相は議会多数派に責任を負い、議会の不信任決議によりいつでも解任される可能性がある。これに対して、大統領はいったん選ばれると固定された任期を最後までまっとうすることになる。

半大統領制とは、議院内閣制と大統領制の特徴を併せ持つ執政制度である。半大統領制では、有権者の直接投票で選ばれた固定任期の大統領が憲法上一定の行政権力を持っているが、同時に議会に責任を負う首相が存在し、両者が実質的な執政長官として行政権を分担し掌握している (建林・曾我・待鳥、2008: 104-108)。民選の大統領の存在に注目して、大統領制と半大統領制は「民選大統領のいる民主主義」(Samuels and Shugart, 2010: 5) と呼ばれることもある。

実は、東アジアには執政制度の諸類型がいずれも存在している。日本の執政制度が議院内閣制であることは言うに及ばず、韓国は大統領制 (浅羽、2010)、台湾は半大統領制 (松本、2010) に分類されている。韓国と台湾の執政制度には民選の大統領と首相が存在している。しかし、台湾の首相 (行政院長) と異なり、韓国の首相 (國務総理) は議会に責任を負わないため、韓国の執政制度は制度設計の点からは大統領制に分類される (浅羽、2010)。

そして、執政制度の類型が異なれば、そのもとで実施される選挙の種類も違ってくる。議院内閣制

では議会選挙のみが実施されるが、大統領制と半大統領制では議会選挙とは別に大統領選挙が行われる。半大統領制が採用されている台湾では、立法委員選挙 (議会選挙) と総統選挙 (大統領選挙) という2つの性格の異なる選挙が別々に行われ、有権者はそれぞれの選挙で投票することになる。

(2) 東アジアの選挙と選挙制度

① 議会選挙

議会選挙と大統領選挙という2つの選挙が、台湾ではどのようなルールのもとで行われているのだろうか。日本、韓国との比較から確認してみたい。表1は、日本、韓国、台湾における議会と大統領の選挙制度を紹介したものである。日本の国会については下院に相当する衆議院のみ掲載した。

まずは、議会とその選挙制度についてである。日本の国会は衆議院と参議院の二院制議会である。衆参両院それぞれの議員を選ぶ衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙が存在するが、選挙の種類としては議会選挙のみである。韓国、台湾の議会はともに一院制であり、それぞれ立法院、国会と呼ばれる。議会選挙に相当するのが、韓国では国会議員選挙、台湾では立法委員選挙である。日本の衆議院と併せて比較すると、議員の任期はいずれも4年で同じだが、議会の規模はかなり異なっている。日本の衆議院を基準にすると、韓国の国会はその3分の2足らずの規模で、台湾の立法院は4分の1にも満たない。

韓国と台湾の議会選挙でも、基本的には日本の衆議院議員総選挙と同じ小選挙区比例代表並立制 (1人2票制) が採用されている⁵。要するに、東アジ

5 台湾の立法委員選挙では、複数のエスニック・グループから構成される台湾社会の構造を反映して、中選挙区制で選出される先住民枠 (平地先住民・山地先住民の各選挙区で定数3) が設けられている。しかし、先住民枠が全体に占める割合が小さいことから、同選挙の選挙制度は小選挙区比例代表並立制として扱われるのが一般的である (王業立、2012)。

表1 日本・韓国・台湾における選挙制度（2019年末現在）

(1) 議会選挙

名称	任期	定数	定数 (比率(%))	議席決定方式	選挙区 定数	選挙 区数	投票数	投票 方式	阻止条項	その他
日本 衆議院議員 総選挙	4年	465	289 (62.2)	小選挙区制 (相対多数制)	1	289	1	候補者		重複立候補制 惜敗率
				拘束名簿式比例代表制 最高平均方式(ドント式)	6~28	11	1	政党		
				小選挙区制 (相対多数制)	1	73	1	候補者		
台湾 立法委員 選挙	4年	113	34 (30.1)	拘束名簿式比例代表制 最大余剰方式 (ヘアース式(二マイヤース式))	34	1	1	政党	政党票の 5%	比例区の2分 の1の定数は 女性保証枠
				中選挙区制 (単記非移譲投票制)	3	2	1	候補者		山地先住民3 議席、平地先 住民3議席
韓国 国会議員 選挙	4年	300	47 (15.7)	小選挙区制 (相対多数制)	1	253	1	候補者		女性候補者 30%割当奨励
				拘束名簿式比例代表制 最大余剰方式 (ヘアース式(二マイヤース式))	47	1	1	政党	投票率の 3%、ま たは選挙 区での5 議席	女性候補者 50% (比例名 簿の奇数)割当

(2) 大統領選挙

名称	任期	再選	議席決定方式	その他
台湾 中華民国正副總統選挙	4年	1回	相対多数制 正副ペアの義務化 2012年より立法委員選挙との同日選挙が定着	
韓国 大韓民国大統領選挙	5年	なし (単任)	相対多数制 候補者が1人のみのとき、全選挙人総数の3分の1以上の 得票の場合のみ当選	

(出所) 筆者作成。

アの3つの国・地域では、執政制度が見事なまでに3つの類型へと分岐しているのに対して、議会選挙の選挙制度は同一の制度に収斂しているのである。

小選挙区比例代表並立制は、混合制と呼ばれる選挙制度の一種である (Shugart and Wattenberg (eds.), 2001)。小選挙区制と比例代表制を組み合わせたもので、有権者は1人2票を持ち、総定数の一定部分を小選挙区 (選挙区) で、残りを比例代表区 (比例区) で別々に選挙する制度である。小選挙区制で行われる選挙区では、有権者は候補者に投票し、各選挙区から相対多数制により1名の議員が選出される。比例区では、比例代表制のもとで有権者は政党に投票し、各政党の得票率に応じて議席が配分される。比例代表制は、各政党があらかじめ順位づけした候補者名簿をもとに、有権者が政党に投票する拘束名簿式比例代表制である。

いくつかの相違点も見られる。第1に、同じ混合制でも選挙区と比例区の議席配分の比率が異なる。とりわけ韓国では、議席配分が選挙区に著しく偏っており、比例区が占める割合が極めて小さい。第2に、比例区でのルールにも違いがある。議席決定方式には、日本の衆議院議員総選挙では大政党に有利とされる最高平均方式 (ドント式) が、韓国と台湾では最も小政党に不利にならないとされる最大余剰方式 (ヘアー式 (ニーマイヤー式)) が採用されている (西平、2003: 86-113)。第3に、韓国と台湾では比例区での議席配分に必要な最低得票率、いわゆる阻止条項が設けられている。これは小政党の活動にとって重大な阻害要因となり得るものだが、台湾では5%以上の得票が議席配分の条件とされており、韓国よりも敷居値が高い。

比例区の数とその定数にも違いがある。日本の衆議院議員総選挙では全国を11のブロックに分けて、人口に応じて6~28の議席が配分されている。韓国と台湾ではともに全国単一選挙区で、今回の台湾の第10期立法委員選挙では34、韓国で

2016年に行われた第20代国会議員選挙では47の議席が争われた。

なお、韓国と台湾の議会選挙では日本のような重複立候補は認められていない。日本の衆議院議員総選挙では、選挙区で敗退して比例区で復活当選を果たす議員が出現する。いわゆる「ゾンビ」議員である。そもそもそんな制度が存在しない韓国や台湾では、ゾンビが現れることもない。

②大統領選挙

次に、大統領選挙について見てみよう。大統領という1つのポストが全国的に争われる選挙制度は、全国を単一選挙区とする小選挙区制と見なすことができる。直接公選制で行われる韓国の大統領選挙と台湾の総統選挙では、相対的に多数の票を獲得した候補者が当選する相対多数制が採用されている。大統領選挙のなかには、フランスのように当選者が絶対多数制で決まるものもある⁶。したがって、韓国と台湾では大統領選挙でも、当選者の決定方式は小選挙区制・相対多数制に収斂している。

一方、相違点としては、第1に、副大統領の職が設けられている台湾では、総統と副総統がペアで立候補することが義務づけられている⁷。第2に、台湾の総統は1回だけ再選が認められているが、韓国の大統領は単任制で再選が許されない。台湾の総統の任期は4年、韓国の大統領の任期は5年である。したがって、台湾の総統はルール上、2期8年まで務めることが可能だが、韓国の大統領は1期5年限りということになる。

大統領選挙と議会選挙の選挙サイクルも異なっ

6 第1回目の投票でどの候補も過半数 (絶対多数) の得票がない場合、上位2人の候補者による決選投票が行われる。フランスではこの制度が国民議会 (下院) 選挙でも採用されている。

7 韓国では副大統領が設けられておらず、大統領が職務不能となった際には国務総理 (首相) が第1継承者と定められている (大韓民国憲法第71条)。

ている。台湾では2008年から立法委員の任期が総統と同じ4年となり、2つの選挙のサイクルが一致するようになった。さらに、2012年からは2つの選挙が同日選挙で行われている。一方、韓国では大統領と国会議員の任期が異なるため、2つの選挙はサイクルにズレが生じ、同じ日に行われることはない。

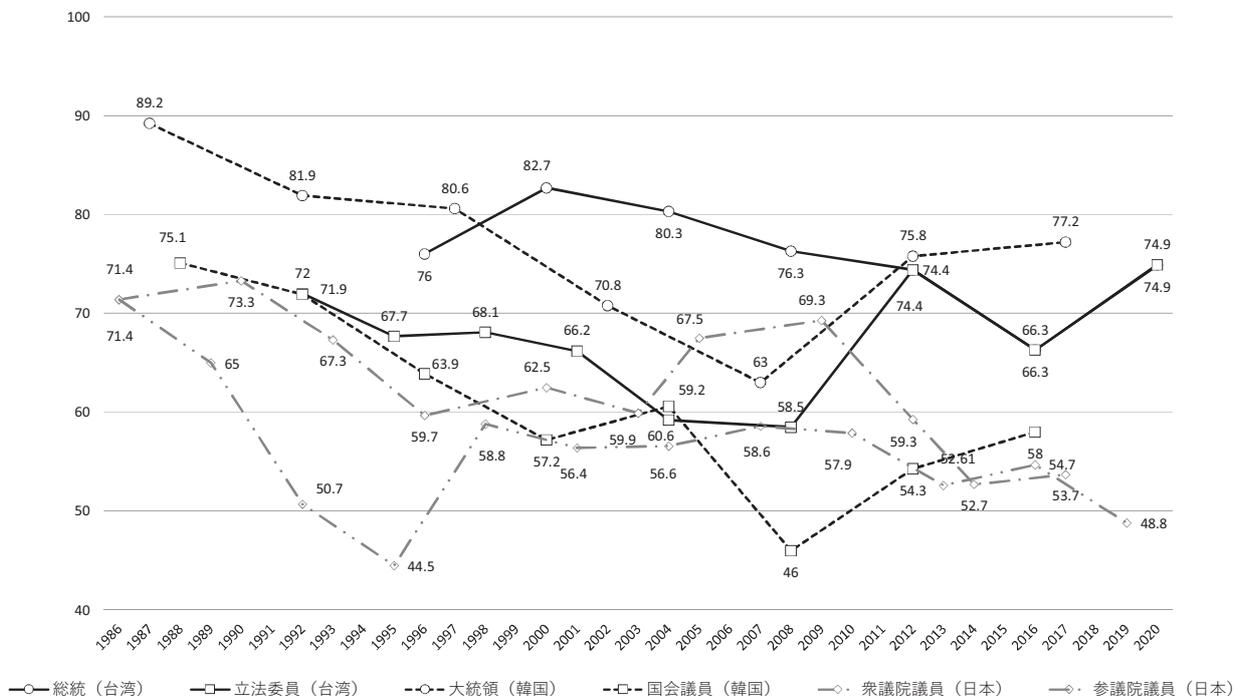
ところで、選挙制度は、個人投票 (personal vote) と政党投票 (party vote) という有権者の選択基準の相対的な重要性を大きく規定するといわれる。個人投票とは、候補者 (議員) の資質や政策態度など候補者 (議員) 個人に焦点を当てた投票行動で、政党投票とは、政党の政策内容や有権者の支持政党など政党を基準にした投票行動である。韓国でも台湾でも、議会選挙では小選挙区比例代表並立制が採用され、さらに大統領選挙が行われている。こうした2つの選挙の存在は、有権

者の選択基準にどのような影響を及ぼすと考えられているのだろうか。

拘束名簿式比例代表制では、有権者には政党名を選択することしか認められていないため、政党投票の誘因が強くなる。小選挙区制では、各政党が擁立する候補者が1人だけで、政党と候補者がそれぞれ1対1に対応するので、政党投票への誘因が比較的強まるとされる。ところが、執政制度が異なると、同じ小選挙区制でも事情は違ってくる。

議院内閣制のもとでの小選挙区制は、有権者に政党投票を促す傾向がある。なぜなら、有権者が議員を選出する際に、首相を選択しようとする誘因、すなわち政権選択誘因が働くからである。これに対して、大統領制や半大統領制のもとでは、大統領選挙と議会選挙が別々に行われる。政権選択に直結するのは大統領選挙であるため、議会選挙では政権選択誘因が働かない。むしろ、議会選

図1 日本・韓国・台湾における各選挙の投票率



(出所) 中央選挙委員会 (台湾) 選挙資料庫 (<http://db.cec.gov.tw/>) および第15任総統副総統及第10届立法委員選挙 (http://vote2020.cec.gov.tw/pc/zh_TW/index.html)、中央選挙管理委員会 (韓国) 歴代選挙情報システム (<http://info.nec.go.kr/>)、および総務省 (日本) 選挙関連資料 (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/index.html) をもとに筆者作成。

挙は純粹に議員を選ぶ選挙と認識される傾向が強く、有権者の投票行動は個人投票になりやすい(建林・曾我・待鳥、2008:88-91)。

また、大統領制や半大統領制では、有権者が、政権選択選挙となる大統領選挙の方が議会選挙よりも重要だと考えられがちであるため、大統領選挙と同時に行われない議会選挙では投票率が低くなる傾向がある(Lijphart, 2012:146)。図1は、日本、韓国、台湾における各選挙の投票率の推移を示したものである。台湾と韓国の経験からも、大統領選挙の投票率が議会選挙に比べて相対的に高くなる傾向が確認できる。台湾では、同日選挙により立法委員選挙の投票率が引き上げられたことがわかる。日本でも政権選択選挙となる衆議院議員総選挙が投票率で参議院議員通常選挙を上回るケースが多い。

本節では、東アジアの3つの国・地域の選挙、およびその選挙制度について概観した。選挙制度には、実のところ様々な要素が含まれている。ただし、一般的には、有権者の投票がどのように議席に変換されるのか、つまり議席決定方式が選挙制度の核心であると考えられている。そこで、次節では議席決定方式に注目して、台湾の立法委員選挙に小選挙区比例代表並立制が導入された背景、およびそれが政党システムにもたらしてきた効果を分析する。

2. 小選挙区比例代表並立制とその効果

(1) 台湾での導入の背景

小選挙区比例代表並立制は、日本では1996年の第41回衆議院議員総選挙で初めて採用された。韓国では民主化以降、小選挙区比例代表並立制が採用されてきたが、2004年の第17代国会議員選挙でそれまでの1人1票制⁸から1人2票制に変更された(松本、2013:241-242)。それぞれの国・地域で導入の経緯や事情は異なるが、ここでは台湾の事例について紹介しておきたい。

台湾では、1990年代初頭に民主化が本格化したのが、立法委員選挙ではしばらく中選挙区制と比例代表制を組み合わせた制度(1人1票制)が採用されていた。有権者は中選挙区制で行われる選挙区の選挙で候補者に投票し、1つの選挙区から原則として複数(2~10数名)の議員が選出された。比例区では各候補者の得票の総和をその所属政党への投票と読み替えて、比例代表制により各政党の得票率に応じて議席が配分されていた。

その後、2005年の第7次憲法改正において、立法院の定数削減(225から113)、議員の任期延長(3年から4年)に加えて、小選挙区比例代表並立制(1人2票制)への選挙制度改革が行われた。2008年の立法委員選挙からこの選挙制度のもとで選挙が実施されている(松本、2011:283-311)。

それでは、なぜ小選挙区比例代表並立制が導入されたのだろうか。実は、日本の経験が影響していた。日本では、中選挙区制という選挙制度が、自民党の長期政権下で相次いだ金権政治や汚職の一因と見なされ、1990年代初頭の政治改革のきっかけとなった。1993年の政権交代で非自民・非共産連立政権が誕生し、1994年には小選挙区比例代表並立制の導入という選挙制度改革が実現した。台湾でも、民主化の過程で「黒金」と呼ばれる金権政治や汚職が深刻化していた(松本、2004:142-147)。それは中選挙区制の弊害の1つと見なされ、選挙制度改革の必要性が認識されるようになったのである(王鼎銘・郭銘峰、2009:102-103)。

小選挙区制の導入という改革案が台湾で最初に示されたのは、ちょうど日本で選挙制度改革が実現した直後のことだった(王業立、2012:108-109)。しかし、当時の国民党政権は党内からの猛反発を受けて改革に着手することができなかった。とり

8 有権者は選挙区で候補者に投票するだけで、比例代表制では各候補者の得票をその所属政党への投票と読み替えて、各政党の得票率に応じて議席が配分された。

わけ同党所属の立法委員が選挙区定数の削減による身分喪失を恐れて、小選挙区制の導入には強く反対した。最終的に改革が実現したのは、民進党政権になってからの2005年のことだった。そして、日本の事例と同様に、大政党とその他小政党との妥協の産物として、小選挙区比例代表並立制の導入が決まった。このように振り返ってみると、台湾の選挙制度改革はその経緯と帰結においても、日本の経験の焼き直しのようなものだったといえるかもしれない。

いずれにせよ、日本を皮切りに韓国、そして台湾でも小選挙区比例代表並立制（1人2票制）が導入され、議会選挙の選挙制度が同一の制度に収斂していった。それは、世界的な民主化の「第3の波」（Huntington, 1991）に続いて、混合制の導入という世界的な「波」（Shugart and Wattenberg (eds.), 2001: 11）が東アジアに押し寄せた、その帰結だったといえる。

（2）2つの指標

台湾において小選挙区比例代表並立制という選挙制度は、どのような政治的帰結をもたらしてきたのだろうか。次項では、有効政党数と非比例性指数という2つの指標を用いて、選挙制度が政党システムに直接的に及ぼす効果について分析してみたい。その前に、まずは2つの指標について紹介しておこう。

政党システムの特徴をとらえる基準の1つは、政党の数である。しかし、単にその国に存在する政党の数を数えるだけでは、必ずしも適切とはいえない。政党として登録されていても、実際には議会で議席を持たない組織も多数存在している。議会で議席を有する場合でも、わずかな議席しか持たない、極めて小さな政党かもしれない。

そこで、政党の規模を考慮に入れて、政党の数を測定するために使われる指標が、有効政党数である。有効政党数は、各党の得票割合（もしくは

議席割合）を2乗して合計した値の逆数で表される⁹。政党の得票割合をもとに計算したものが有効選挙政党数、議席割合をもとに計算したのが有効議会政党数である。ちなみに、後述する有効候補者数は、有効政党数の政党を候補者に置き換えて、その得票率をもとに計算したものである。

有効選挙政党数を使えば、選挙時の政党システムを測定できるし、有効議会政党数を使えば、議会における政党システムをはかることができる。有効選挙政党数と比較して、有効議会政党数が小さくなっていけば、そのことから選挙制度が大政党に有利に、逆に小政党には不利に働いていることが確認できる（川人・吉野・平野・加藤、2011: 123-124）。

ただ実際には、比例代表制を含めて、すべての選挙制度が大政党を有利にし、小政党を不利にするように機能している。レイ（D. Rae）は、選挙制度の一般的に共通する効果と、制度ごとの異なる効果を明らかにした。彼によると、すべての選挙制度は大政党を過大代表し、小政党を過少代表するため、選挙に参加した政党数と比較して、実際に議会で議席を得た政党数が減少する傾向がある。過大代表とは、政党や候補者が得票率以上に議席を得ることであり、過少代表はその逆を意味する。そうした傾向は、比例代表制よりも小選挙区制において強く表れるという（川人・吉野・平野・加藤、2011: 122; Lijphart, 2012: 154）。

非比例性指数は、選挙制度が持つ特徴を理解するための指標として知られている。ある選挙制度をとおして、有権者の投票がどの程度比例的に議席に変換されているのかを表すのが、比例性という概念である。得票（率）と議席（率）のギャップが小さいほど「比例性が高い」、逆に大きくなるほど「比例性が低い」といわれる。こうした比例

9 $N = \frac{1}{\sum Si^2}$ （Nは有効政党数、Siは各党の得票割合（ないし議席割合））。

性を政党システム全体で測定するための指標が、非比例性指数である。

非比例性指数は、各政党の得票率と議席率の差を2乗した後に加算し、その合計を2分した後、その値の平方根をとることで求められる¹⁰。非比例性指数の値が大きいほど選挙制度がもたらす比例性は低く、非比例性指数の値が小さいほど選挙制度の比例性は高いということになる。上述のとおり、いかなる選挙制度のもとでも、一般に大政党は小政党よりも議席配分において有利になる。したがって、非比例的指数は、大政党が議席配分において完全な比例配分（得票率＝議席率）よりもどれだけ有利になるかを示す指標といえる（以上、特記以外、建林・曾我・待鳥、2008：72-74、138-140；川人・吉野・平野・加藤、2011：119-128；粕谷、2014：168-171）。

（3）政党システムへの効果

表2は、台湾の立法委員選挙の結果をもとに測定した有効選挙政党数と有効議会政党数、および非比例性指数を示したものである。選挙制度改革前後の違いを見るため、中選挙区制と比例代表制の組み合わせ（1人1票制）で行われていた2004年選挙と、小選挙区比例代表並立制（1人2票制）が採用された2008年以降の選挙を取り上げた。改革の前後で、立法委員の議員定数、各選出枠での議席配分とその比率（%）にはかなりの違いがある。また、議員定数に占める比率は小さいが、中選挙区制で選挙が行われている先住民枠を別に示した。

まずは、有効政党数について見てみよう。各回の選挙の全体で見た場合、選挙制度改革の前後を問わず、どの選挙でも有効議会政党数は有効選挙政党数よりも小さくなっている。一方、現行の選挙制度のもとでは、小選挙区制よりも比例代表制

において、大政党が過大代表されているケースが多い¹¹。レイが主張した選挙制度の一般的に共通する効果は確認できるが、制度ごとに異なる効果に関する一般的な予測とは多少のずれがある。

有効議会政党数の推移には、選挙制度改革前後における政党システムの変化が顕著に示されている。それは多党制から二大政党制への変化と特徴づけられる。2004年選挙では、3つの大政党と小さな第4党が存在していた。2008年選挙では、小選挙区制の効果が極めて強く表れたために、有効議会政党数は2を割り込んでいる。事実、国民党による一党優位政党制に近い状況が出現していた¹²。しかし、2012年選挙ではそうした状況が是正され、今回の2020年選挙に至るまで二大政党制という傾向が見て取れる。

そうした傾向は、小選挙区制に由来するものと考えられる。選挙区では議席の獲得は2つの大政党にほぼ限られる状況が続いている。一方、比例区では多少様相が異なっており、比例代表制のもとで多党制化の傾向が見られる。第3党はこれまでも一定の存在感を示してきたが、2020年選挙ではその存在感を増していることがうかがえる¹³。

次に、非比例性指数についてである。ここでも興味深いのは、やはり選挙制度改革前後の変化である。各回の選挙の全体で見た場合、2004年選挙の数値（4.6）は、2008年以降のどの選挙の数値（17.7、8.5、15.0、11.8）よりもはるかに小さい。中選挙区制のもとで比例性がある程度確保され、比例代表制がそれ以上の効果を発揮することで、

11 2012年以降の3回の選挙で、有効選挙政党数から有効議会政党数への減少幅が選挙区よりも比例区で大きくなっているのは、比例区で阻止条項の効果が強く表れたためと考えられる。

12 国民党は定数113のうち単独で81議席（選挙区57議席、比例区20議席、先住民枠4議席）を占めた。

13 比例区での第3党の議席獲得状況は、2012年の台湾團結連盟が3議席、2016年の親民党が3議席、2020年の台湾民衆党が5議席となっている。

10 $G = \sqrt{\frac{1}{2} \sum (V_i - S_i)^2}$ （Gは非比例性指数、 V_i は各政党の得票率、 S_i は各政党の議席獲得率）。

表2 選挙制度の政党システムに対する影響

	構造	議員定数の 配分・比率		有効選挙 政党数	有効議会 政党数	非比例性 指数	備考
2004年	選挙区	168	74.7%	3.8	3.2	4.5	中選挙区制
	比例区	49	21.8%	3.8	3.2	3.9	比例代表制
	先住民 山地	4	1.8%	3.7	2.7	12.9	中選挙区制
	平地	4	1.8%	3.4	2.7	9.7	中選挙区制
	全体	225	100.0%	3.8	3.3	4.6	
2008年	選挙区	73	64.6%	2.3	1.6	22.8	小選挙区制
	比例区	34	30.1%	2.5	1.9	7.2	比例代表制
	先住民 山地	3	2.7%	2.7	1.8	17.6	中選挙区制
	平地	3	2.7%	2.8	1.8	14.2	中選挙区制
	全体	113	100.0%	2.4	1.7	17.7	
2012年	選挙区	73	64.6%	2.3	2.0	10.1	小選挙区制
	比例区	34	30.1%	3.0	2.6	3.6	比例代表制
	先住民 山地	3	2.7%	2.8	1.8	16.5	中選挙区制
	平地	3	2.7%	3.5	1.8	17.3	中選挙区制
	全体	113	100.0%	2.6	2.2	8.5	
2016年	選挙区	73	64.6%	2.8	1.9	17.6	小選挙区制
	比例区	34	30.1%	3.6	2.5	8.6	比例代表制
	先住民 山地	3	2.7%	3.8	1.8	23.7	中選挙区制
	平地	3	2.7%	2.6	1.8	13.1	中選挙区制
	全体	113	100.0%	3.1	2.2	15.0	
2020年	選挙区	73	64.6%	2.7	2.1	14.4	小選挙区制
	比例区	34	30.1%	4.0	3.1	6.6	比例代表制
	先住民 山地	3	2.7%	6.6	4.5	11.0	中選挙区制
	平地	3	2.7%	2.2	1.8	9.4	中選挙区制
	全体	113	100.0%	3.2	2.5	11.8	

(注) 得票率が1%以上の政党を取り上げた(ただし、2004年選挙では得票率1%未満で議席を得た新党も含めた)。

有効選挙政党数と非比例性指数は、選挙区、比例区と先住民枠それぞれの数値を個別に計算し、議席配分の比率に応じて加算し全体の数値とした。

有効議会政党数は各政党の獲得議席の総数をもとに計算した。

(出所) 中央選挙委員会(台湾) 選挙資料庫 (<http://db.cec.gov.tw/>) および第15任総統副総統及第10届立法委員選挙 (http://vote2020.cec.gov.tw/pc/zh_TW/index.html) をもとに筆者作成。

先住民枠で低下した比例性が是正されていたと考えられる。つまり、小選挙区比例代表並立制の導入は、それまで実現されていた比例性の高さを犠牲にするかたちで、二大政党制化を進める結果になったといえる。

現行の選挙制度のもとでは、小選挙区制の比例性がかなり低いことから、選挙区では議席獲得において大政党が小政党に比べてはるかに有利に

なっている。一方で、比例代表制の比例性は高く、こちらでは小政党が相対的に議席を獲得しやすいといえる。選挙制度全体としては、小選挙区制で低下した比例性が、比例代表制によって是正されていることがわかる。ただし、選挙区で選出される議員の割合が比例区よりかなり大きいことから、そうした是正効果にも限界がある。したがって、台湾の小選挙区比例代表並立制は、大政党が

議席獲得において有利な選挙制度であり、そのことが政党システムの二大政党制化につながっていると見えるだろう。

最後に、先住民枠について触れておきたい。先住民枠で採用されている中選挙区制は、比例代表制と小選挙区制の中間にある「半比例制」と位置づけられている選挙制度である (Lijphart, 2012: 131-137)。理論的には中選挙区制で一定の比例性もたらされると予測されるが、実際には先住民枠での比例性はかなり低くなっている。これは先住民が彼ら特有の歴史観や記憶から、国民党を支持する傾向が強いことによる (小笠原, 2019: 23)。小選挙区制の比例性の低さは比例代表制の効果で一定程度は是正されたものの、それがまた先住民枠での比例性の低さによって相殺されてしまう部分もあったと考えられる。

先住民枠では、民進党が勝てないという特殊な事情が比例性の低さに反映されてきた。しかし、現行の選挙制度のもとで平地先住民枠では 2016 年選挙から、山地先住民枠でも 2020 年選挙で民進党の候補が当選を果たしている¹⁴。先住民枠での新たな局面につながるのか注目される。

3. 総統選挙の影響

(1) 選挙制度とその効果

現在、台湾の総統選挙は、韓国の大統領選挙と同様に直接公選制で行われている。韓国では、1987 年の民主化により大統領選挙における直接公選制が復活した。それ以前には、大統領選挙人団という選挙人によって、大統領は間接的に選出されていた。建国後、直接公選制による大統領選挙

を経験していた韓国では、それを再び実現することこそが民主化を意味したのである。以後、大統領選挙は基本的に 5 年おきに実施され、2017 年の第 19 代大統領選挙まで合計 7 回行われている¹⁵。

一方、台湾の民主化運動で焦点となっていたのは議会の全面改選だった。中国大陸で選出され、台湾では非改選となった議員たち (いわゆる「万年議員」) が議会にあたる国民大会、立法院、監察院を独占していたからである¹⁶。総統は国民大会による間接選挙で選出されていた。1970 年代以降、議会の一部定期改選が始まったものの改選議席数はわずかで、万年議員たちが圧倒的多数の議席を握り続けていた。

総統選挙への直接公選制の導入が争点として浮上したのは、1990 年代に本格化した民主化の過程においてであった。1991 年の国民大会、1992 年の立法院の全面改選の後、1994 年の第 3 次憲法改正において直接公選制による総統選挙の実施が決まり、1996 年の総統選挙で実現した。以後、総統選挙は 4 年おきに定期的に行われており、2020 年の選挙で 7 回目を数えた。

大統領選挙の選挙制度は全国単位の小選挙区制といえ、候補者を 2 名に絞っていく効果を持つと考えられる。台湾でも韓国でも当選者は相対多数制で決まる。表 3 は台湾の総統選挙の有効候補者数を示したものである。有効候補者数は、先に触れた有効政党数における政党を候補者に置き換えて計算したものである。表 3 からは選挙の回を重ねるにつれて有効候補者数が 2 名に絞られていっ

14 表 2 の 2020 年選挙の山地先住民枠において有効政党数が極端な数値となっているのは、得票率 1% 以上の政党を取り上げた技術的な理由に、同枠の特殊事情 (最多得票で当選した高金素梅がこれまでの無党団結連盟からではなく、今回は無所属で立候補したことなど) が加わったことによる。同枠での当選者は当選順に高金素梅 (無所属)、孔文吉 (国民党)、伍麗華 (民進党) の 3 名である。

15 第 18 代大統領の朴槿恵が 2017 年 3 月 10 日、弾劾裁判により罷免され失職したことから、第 19 代大統領選挙は同年 5 月 9 日に前倒しして行われた。

16 戦後の台湾では、立法院、国民大会および監察院が議会にあたる「中央民意代表機構」とされていたが、民主化以降の段階的な憲法改正を経て、総統・副総統の選出・罷免や憲法改正のために設置された国民大会は廃止され、その権限は立法院に移された。監察院も中央民意代表機構ではなくなった。

表3 総統選挙の有効候補者数

	1996年	2000年	2004年	2008年	2012年	2016年	2020年
有効候補者数	2.7	2.9	2.0	1.9	2.1	2.3	2.1

(出所) 表2と同じ。

たことがわかる。実際、2008年以降は二大政党の有力な候補者による事実上の一騎打ちの構図が定着している。

(2) 総統選挙と政党システム

大統領選挙の存在は政党システムに対してどのような影響をもたらすと考えられているのだろうか。シュガートとキャリー (M. S. Shugart and J. M. Carey) によると、相対多数制による大統領選挙では、候補者ごとに2つの政党ブロックが形成されるという (Shugart and Carey, 1992 : 225)。彼らの理論的予測のとおり、台湾でも総統選挙の存在が二大政党ブロックの形成を促した。

民主化の過程で、台湾の政党システムは中選挙区制と比例代表制を組み合わせた選挙制度のもとで、いったんは多党制へと移行した。2000年の政権交代後には、ナショナル・アイデンティティをめぐる社会的亀裂を反映するかたちで、各政党が台湾ナショナリズムと中国ナショナリズムを両極とした対立軸上に配置されるようになった¹⁷。しかし、2004年の総統選挙が近づくにつれて、国民党、および同党から分裂した「新党」(固有名詞)と親民党による青陣営(「泛藍」)と、民進党と台湾団結連盟による緑陣営(「泛緑」)という2つの政党ブロックが形成されていった(松本、2011 : 302-305)。

コックス (G. Cox) は、行政権が大統領に集中し、なおかつ大統領が全国単位の相対多数制で選出される場合、大統領職をめざす政治家たちが全国レベルの政治的資源の組織化を試みるため、政

党の数を減少させる効果が強まると指摘している。そのような選挙区レベルと全国レベルをつなぐ選挙区を超えるリンケージは、大統領選挙と議会選挙が同日選挙の場合にはさらに強くなるという (Cox, 1997 : 181-202)。

台湾の執政制度は半大統領制であり、総統は首相である行政院長と行政権を分有している。しかし、総統は立法院の同意なしに行政院長を任命できるため、事実上の最高リーダーとなっている。そして、総統は全国単位の相対多数制で選出される。したがって、コックスが挙げている政党数の減少につながる条件は、台湾にも存在しているといえる。

ただし、歴史的な経緯に即して言えば、台湾の政党システムの二大政党制化を決定づけたのは、やはり2008年の立法委員選挙だった。小選挙区比例代表並立制への選挙制度の変更が、二大政党ブロック制を二大政党制へと移行させる大きな契機となった。各政党ブロックの中核だった有力政党、すなわち国民党と民進党による二大政党化が進んだのである(松本、2011 : 304-307)。

したがって、コックスが指摘するように、総統選挙と立法委員選挙の同日選挙が、選挙区を越えるリンケージをさらに強めたのかどうかは、判断が難しい。表2が示すように、2012年に同日選挙が行われる前の段階で、すでに政党数は減少していた。さらに、今回の2020年選挙では、同日選挙のもとで第3政党の存在感がむしろ増しているといえなくもない。

とはいえ、3回の同日選挙の結果を踏まえて、経験的事実として指摘できることがある。それは、3回の同日選挙では、政権党は異なっているも、いずれも統合政府が成立していることである。

17 若林正丈はこうした政党システムを「ナショナリズム政党制」と特徴づけている(若林、2008)。

表4 政権党と議会多数党の関係

	2008年	2012年	2016年	2020年
政権党	国民党	国民党	民進党	民進党
議会多数党	国民党	国民党	民進党	民進党
得票率 (%)	選挙区	53.5	48.1	45.1
	比例区	51.2	44.5	44.1
議席率 (%)	71.7	56.6	60.2	54.0

(出所) 表2と同じ。

表4は、2008年以降に行われた総統選挙で勝利した政党(政権党)と、立法委員選挙での議会多数党およびその得票率と議席率を示したものである。得票率については選挙区と比例区のみ、それぞれの数値を示した。なお、2008年は同日選挙ではなく、同年3月の総統選挙に先立って、立法委員選挙が同年1月に行われた。

注目したいのは、政権党が得票でも議席でも絶対多数を獲得したのか、それとも得票では過半数に届かなかったものの、選挙制度のおかげでいわば「人工的」に過半数の議席を獲得したのか、という点である。レイの表現を借りるなら、「実績過半数(earned majority)」なのか、それとも「人工過半数(manufactured majority)」なのか、である(Lijphart, 2012: 155)。

表4からは、2008年以降、政権党が一貫して立法院で過半数の議席を獲得していることがわかる。2008年には、国民党が得票、議席ともに過半数を獲得して、実績過半数が実現されている。ところが、2012年以降は、どの政権党も50%に満たない得票率で、絶対多数の議席を手に入れている。つまりは人工過半数ということである。

同日選挙のもとで、総統選挙に勝利した政党(政権党)は、立法委員選挙でも過半数議席を獲得する傾向が見られる。これを2つの問題に分けてみたい。第1に、政権を獲得した政党(政権党)が議会選挙でも勝利していること、第2に、同党が議会選挙で過半数議席を獲得していること、である。台湾の政党政治の現状では、たとえ二大政党

制に分類できるとしても、1つの大政党が過半数議席を獲得することは必ずしも自明ではない。実際、2020年の選挙では蔡総統の再選がほぼ確実視されるなかでも、「第三勢力」と呼ばれる諸政党との競合から、民進党では過半数議席の確保が危ぶまれ、投票日直前まで大きな焦点となっていた。

第1の問題について、その因果メカニズムを明らかにするための準備は、いまの筆者にはできていない。しかし、第2の問題については、本稿でのこれまでの考察から、その理由は選挙制度にあるといえる。要するに、立法委員選挙の現行の選挙制度は、過半数の議席を占める議会多数党が生まれやすい制度になっている、ということである。台湾の小選挙区比例代表並立制は、議席獲得において大政党にかなり有利な制度である。それはまた、同日選挙という制度の効果と相まって、政権党による人工過半数の実現を手助けしていると考えられる。

おわりに

本稿では、台湾における選挙制度とその政治的帰結について考察した。まずは、東アジアの3つの国・地域(日本、韓国、台湾)の政治制度が、執政制度では分岐している一方、選挙制度では収斂していることを確認した。次に、台湾の事例から、選挙制度が政党システムにもたらした直接的な効果について分析した。

有効政党数と非比例性指数という2つの指標から、台湾の小選挙区比例代表並立制が比例性の低

い、議席獲得において大政党に極めて有利な制度であり、政党システムの二大政党制化をもたらしていることを明らかにした。二大政党制化には、総統選挙の存在が一定の影響を与えたことは確かだが、小選挙区比例代表並立制の効果の方がより大きかったといえる。また、総統選挙と立法委員選挙の同日選挙のもとで、小選挙区比例代表並立制が政権党の人工過半数を実現させてきたことを指摘した。そのことが同日選挙で一貫して統合政府が成立している一因であると考えられる。

政党システムは選挙制度だけで決まるものではなく、社会的亀裂を映し出すものでもある。二大政党制がほぼ定着している現状にあって、台湾が抱えるさまざまな事情が今後の選挙でどう反映されるのか、興味深いところである。ただし、選挙制度の特徴を見るかぎりでは、ゲームのルールが大政党に有利であることは間違いなく、大政党の顔ぶれが変わることはあっても、台湾の政党政治は二大政党制の枠組みのなかで展開していくものと予想される。そして、政権党は選挙制度のおかげで、人工過半数を手にすることができている。だとすれば、現行の選挙制度が続く限り、政権が交代しても統合政府となる可能性は高いと思われる。

[参考文献]

(日本語)

- 浅羽祐樹 (2010) 「首相がいる韓国の大統領制—首相の任命・解任をめぐる大統領と議会との関係」吉川洋子編『民主化過程の選挙—地域研究から見た政党・候補者・有権者』行路社。
- 石原忠浩 (2020) 「速報 総統選挙：蔡英文総統が圧勝で再選！立法委員選挙も民進党が単独過半数獲得で完全執政へ！」『交流』No.946。
- 小笠原欣幸 (2019) 『台湾総統選挙』見洋書房。
- 粕谷祐子 (2014) 『比較政治学』ミネルヴァ書房。
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子 (2011) 『現代の政党と選挙新版』有斐閣。
- 建林正彦・曾我謙吾・待鳥聡史 (2008) 『比較政治制度論』有斐閣。
- 西平重喜 (2003) 『各国の選挙—変遷と実状』木鐸社。
- 松本充豊 (2004) 「台湾—『二重の移行』と『黒金政治』」岸川毅・

岩崎正洋編『アクセス地域研究 I—民主化の多様な姿』日本経済評論社。

- 松本充豊 (2010) 「台湾の半大統領制—総統の『強さ』と政党リーダーシップ」粕谷祐子編著『アジアにおける大統領の比較政治学—憲法構造と政党政治からのアプローチ』ミネルヴァ書房。
- 松本充豊 (2011) 「台湾の政党システム」岩崎正洋編著『政党システムの理論と実際』おうふう。
- 松本充豊 (2013) 「小選挙区比例代表並立制による議会選挙と大統領選挙：台湾・韓国」岩崎正洋編『選挙と民主主義』吉田書店。
- 若林正文 (2008) 『台湾の政治—中華民国台湾化の政治史』東京大学出版会。

(中国語)

- 王鼎銘・郭峰峰 (2009) 「混合式選制下的投票思惟—台灣與日本國會選舉變革經驗的比較」『選舉研究』第十六卷第二期。
- 王業立 (2012) 『比較選挙制度 (最新版)』台北、五南圖書出版。

(英語)

- Cox, Gary W. (1997) *Making Votes Count: Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Huntington, Samuel P. (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late 20th Century*, Oklahoma: University of Oklahoma Press (坪郷実・藪野祐三・中道寿一訳 (1995) 『第三の波—20世紀後半の民主化』三嶺書房)。
- Lijphart, Arendt (2012) *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries (Second Edition)*, New Haven and London: Yale University Press (粕谷祐子訳 (2014) 『民主主義対民主主義[原著第2版]—多数決型とコンセンサス型の36か国比較研究』勁草書房)。
- Samuels, David J. and Matthew S. Shugart (2010) *Presidents, Parties, and Prime Ministers: How the Separation of Powers Affects Party Organization and Behavior*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Shugart, Matthew Soberg and John M. Carey (1992) *Presidents and Assemblies: Constitutional Design and Electoral Dynamics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Shugart, Matthew Soberg and Martin P. Wattenberg (eds.) (2001) *Mixed-Member Electoral Systems: The Best of Both Worlds?*, Oxford: Oxford University Press.

(付記) 本稿は科学研究費補助金(課題番号:16H03580)の研究成果の一部である。